

令和 7 年  
第 2 回多摩市議会  
定 例 会

議 員 提 出 議 案

多 摩 市 議 会

議員提出議案第3号

「東京都高齢者聞こえのコミュニケーション支援事業」の  
さらなる充実を求める意見書

上記の議案を地方自治法第112条及び会議規則第13条第1項の規定により  
別紙のとおり提出する。

令和7年6月26日

提出者 多摩市議会議員 橋本由美子

賛成者 同 おにづかこずえ

同 同 藤條たかゆき

同 同 折戸小夜子

同 同 しらた満

同 同 岩崎みなこ

同 同 しのづか元

同 同 あらたに隆見

同 同 松田だいすけ

多摩市議会議長 三階道雄 殿

「東京都高齢者聞こえのコミュニケーション支援事業」の  
さらなる充実を求める意見書

高齢者が社会とのつながりを保ち、心身ともに健康で自立した生活を続けるうえで、「聞こえの保障」が重要であることが認識として広がり、定着しています。また、加齢性難聴を含む聞こえの課題に対し、補聴器の有効性が高いことも認識されています。

東京都では、昨年度、それまでの「高齢者施策推進区市町村包括補助事業補助金」を「高齢者聞こえのコミュニケーション支援事業」とし、「補聴器購入費助成」では、住民税非課税の補助上限を144,900円、課税の場合は72,450円とし、医師の証明書は自治体を越えてもかまわないとしました。この結果、それまで港区だけだった高額助成制度は、千代田区、中央区、台東区等と広がっています。しかし、結果的には財政力との関係で区部とその他自治体で、補助の上限額、実施の有無等大きな格差を広げる結果となっています。

よって多摩市議会は、東京都が「高齢者聞こえのコミュニケーション支援事業」の補助率を高め、補聴器購入補助制度を全自治体が実施できるようにするとともに、自治体間の格差是正を促進するよう求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和　　年　　月　　日

多摩市議会議長　三階道雄

東京都知事 殿

議員提出議案第4号

認可保育所等の借地料への補助を求める意見書

上記の議案を地方自治法第112条及び会議規則第13条第1項の規定により別紙のとおり提出する。

令和7年6月26日

提出者 多摩市議会議員 大くま真一

賛成者 同 おにづかこずえ

同 同 藤條たかゆき

同 同 折戸小夜子

同 同 しらた満

同 同 岩崎みなこ

同 同 しのづか元

同 同 あらたに隆見

同 同 松田だいすけ

多摩市議会議長 三階道雄 殿

## 認可保育所等の借地料への補助を求める意見書

子ども達の育ちを支え、保護者の就労を支える認可保育所等について、土地と建物を一体で借りる場合には国や都の補助がある一方で、借地に施設を法人などが建設して保育所を運営する場合においては、借地料への補助がありません。

市独自の補助を新設したところですが、今後更なる負担増が見込まれています。

自治体の財政力の差や施設の種類によって、子どもたちの「育ち」を支える認可保育所等の運営における負担が大きく変わる状況を解消するために、以下、求めます。

### 記

1 借地に施設建設を行い運営している認可保育所等の借地料部分への補助を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和 年 月 日

多摩市議会議長 三階道雄

内閣総理大臣 殿

内閣府特命担当大臣（こども政策 少子化対策 若者活躍 男女共同参画、共生・共助） 殿

議員提出議案第5号

事前復興まちづくり計画の策定支援を求める意見書

上記の議案を地方自治法第112条及び会議規則第13条第1項の規定により別紙のとおり提出する。

令和7年6月26日

提出者 多摩市議会議員 池田けい子

賛成者 同 おにづかこずえ

同 同 藤條たかゆき

同 同 折戸小夜子

同 同 しらた満

同 同 岩崎みなこ

同 同 しのづか元

同 同 小林憲一

同 同 松田だいすけ

多摩市議会議長 三階道雄 殿

## 事前復興まちづくり計画の策定支援を求める意見書

首都直下地震、南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の大規模地震やそれに伴う津波被害、近年激甚化、頻発化する豪雨災害などの大規模災害への備えが、ますます重要になってきている。

大規模な災害が発生すると、市街地をはじめインフラが壊滅的な被害を受ける。被災市町村は、復興まちづくり事業に取り組むことになるが、市街地等の基盤整備は、産業や住宅、教育等の分野の基盤として他分野の復興まちづくり事業に先立って実施しなければならない。そのためにも、早期の復興まちづくり計画の策定、事業着手、事業完了が求められる。

このため、事前に、人口減少や、少子高齢化社会を考え、復興後に想定される居住人口や産業の規模に対し、適切な規模での復興まちづくりの目標や実施方針を検討しておくことは、被災後に復興まちづくり方針・計画を早期に策定し、適切な規模で被災地を復興し、より良い復興を実現するために重要な取組みである。

また、大規模な災害が発生した際には、大規模災害からの復興に関する大規模災害復興法に基づき、国は特別の必要があると認められるときは復興の基本方針を定めるとともに、都道府県においても復興方針を定めることができるとなっており、市町村でも、これらに基づき復興計画を策定することができるとしている。

国土交通省では、地方公共団体が復興まちづくりをイメージした目標像の検討や、その実施方針の検討等を通じた事前復興まちづくり計画の事前の策定に焦点をあてた「事前復興まちづくり計画検討のためのガイドライン」を策定した。

一方、地方公共団体の復興事前準備の取組状況は、令和5年7月末時点で着手率が約67%となり、取組みは一定程度定着してきていると考えられるが、復興体制や復興手順の検討にとどまっている現状である。

災後に迅速な復興まちづくりを行うには、平時から災害が発生した際のことを想定し、事前に体制と手順の検討、建物や土地利用状況などの必要なデータの整理、復興まちづくりの目標の検討などを行う復興事前準備に取組むことが重要である。

よって政府に対し、事前復興まちづくり計画策定に対して防災・安全交付金による支援や、事前復興まちづくり計画策定を検討・実施する自治体に対する技術的助言などの支援の強化を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和　年　月　日

多摩市議会議長　三階道雄

内閣総理大臣 殿  
国土交通大臣 殿

議員提出議案第 6 号

地方消費者行政に対する恒久的な財源確保等を求める意見書

上記の議案を地方自治法第 112 条及び会議規則第 13 条第 1 項の規定により別紙のとおり提出する。

令和 7 年 6 月 26 日

提出者 多摩市議会議員 あらたに隆見

賛成者 同 おにづかこずえ

同 同 藤條たかゆき

同 同 折戸小夜子

同 同 しらた満

同 同 岩崎みなこ

同 同 しのづか元

同 同 小林憲一

同 同 松田だいすけ

多摩市議会議長 三階道雄 殿

## 地方消費者行政に対する恒久的な財源確保等を求める意見書

消費者被害を防ぐためには、相談体制の確保や消費者教育や啓発など、地方消費者行政の充実・強化が図られなければならないが、国が措置し地方消費者行政の下支えとなってきた地方消費者行政推進交付金は、令和7年度末には多くの地方公共団体で活用期間が終わるため、交付金を活用して実施してきた相談体制の維持や、啓発・消費者教育に係る事業の継続が困難となるなど、地方消費者行政の後退・縮小が懸念される。

また、被害の防止・救済の根幹である消費生活相談においては、相談員の高齢化等による担い手不足が深刻な問題となっている。相談員の担い手を確保し、安定的に業務を継続できるよう雇用形態や待遇等の改善が求められており、国の主導により速やかな制度設計と予算措置を行うことが必要である。

さらに、消費生活相談のデジタル化に向け、国は全国消費生活情報ネットワークシステム (PIO-NET) に代わる新たなシステムの整備を予定しているが、端末のリース費用や、セキュリティ対策の継続的な更新費用などは、地方公共団体の負担とされており、これらの経常的費用も国の責任で措置すべきである。

よって政府は、次の措置を行うよう強く要望する。

### 記

- 1 地方公共団体の財政事情によることなく、地方消費者行政を安定的に推進するための恒久的な財源を措置すること。
- 2 消費生活相談員の安定的な確保と待遇改善に係る制度設計に必要な予算措置を講じること。
- 3 国が進める消費生活相談デジタル化に係る予算を国の責任で措置すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

多摩市議会議長 三階道雄

内閣総理大臣 殿  
総務大臣 殿  
内閣府特命担当大臣(消費者及び食品安全) 殿

議員提出議案第7号

米国の関税措置に対応した中小企業等支援策の拡充を求める意見書

上記の議案を地方自治法第112条及び会議規則第13条第1項の規定により別紙のとおり提出する。

令和7年6月26日

提出者 多摩市議会議員 本間としえ

賛成者 同 おにづかこずえ

同 同 藤條たかゆき

同 同 折戸小夜子

同 同 しらた満

同 同 岩崎みなこ

同 同 しのづか元

同 同 小林憲一

同 同 松田だいすけ

多摩市議会議長 三階道雄 殿

## 米国の関税措置に対応した中小企業等支援策の拡充を求める意見書

米国の関税措置に関し、将来の不確実性が増しており、今後、国内への景気下押し圧力のみならず、世界的な景気後退につながるのではないかとの不安の声が寄せられている。

特に、我が国の中堅産業であり裾野の広い自動車関連企業をはじめとする、多くの事業者の設備投資への判断や賃上げへの深刻な影響が懸念されており、早急な解決策が求められている。

また、その影響を最も強く受ける中小企業や小規模事業者を守り支えることが、今後の日本経済の成長には不可欠である。

よって政府におかれては、米国の関税措置に対し、特に日本の企業の9割以上を占める中小企業等を対象とした、具体的かつ手厚い施策を講じることを強く要望する。

### 記

- 1 日々状況が変化する中、特に不安が募る中小企業事業者等の声に耳を傾け、丁寧な対応を行うこと。また、各省庁の地方支部や関連団体に特別相談窓口等の体制を整え、不安の払しょくに努めること。
- 2 日本政策金融公庫のセーフティネット貸付について、窓口での積極的な制度の提案やオンライン手続きの周知・広報等、事業者の側に立った手厚い対策を講じること。加えて米国の関税措置による、直接的、間接的な事業者への影響を踏まえてセーフティネット保証制度の適用等資金繰り支援に万全を期すこと。
- 3 各省庁・政府関係機関での特設サイトの設置等、政府として可能な限り速やかに、正確で最新の情報を国民や事業者に分かりやすく発信すること。
- 4 トランプ関税の一方的措置の撤回を強く求め、国際社会に対し、「各国の経済主権・食料主権を尊重する新たな貿易ルールの構築に踏み出すこと」を強く求めるこ

と。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和　　年　　月　　日

多摩市議会議長　三階道雄

内閣総理大臣 殿

経済産業大臣 殿

経済再生担当大臣 殿